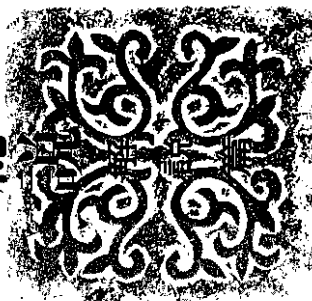


373.17
K

近代日本教科書總



東京大学名誉教授

海後宗臣

東京大学教授

仲

新

講談社

概

説

一 近代の初等教科書

この書で取り扱う教科書は、主として明治の初めから第二次世界大戦後検定教科書制度が実施されるまでの間に初等教育機関で使用された教科書である。それら多数の教科書のうち特に重要と思われるものを中心として各教科別に解説した。また別に「目録篇」をつくり、教科別に整理して初等教科書を年代順に配列し、主要なものには解説をつけてある。本書は初等学校教科書という観点から、中等学校の教科書は省略し、小学校教科書についても上級で利用したものは比較的簡略に取扱った。しかし明治初期には初等学校教科書の範囲を明確に定めることは困難であり、従って幾らか広く取扱つてある。なお教科書大系には、義務教育が六箇年となつた明治四十年以後は尋常小学校用および国民学校初等科用を収録し、それ以前は四箇年の尋常小学校及び高等小学校第二学年用までを基準として六箇年分を収めた。明治十八年以前についても初等教育六箇年間に使用された教科書を一応の基準として収録してある。

明治以後の初等教科書は、明治五年（一八七二）の学制発布後に全国に設けられた小学校の教科書として発達したものである。明治初期の小学校は、欧米の近代学校にならひ、近代教育を行う機関として設けられたので、そこで用いられた教科書は、主として欧米の近代文化を内容とし、あるいはその風俗生活等を紹介したいわゆる文明開化の教科書であった。しかし小学校が、近世の寺子屋を母体としている関係から明治初期には往来物あるいはその系統のものもかなり用いられた。また近世の藩の学校における教育の伝統も小学校に受け継がれており、その点から漢籍を尊ぶ思想も強く、小学校の上級学年では特にその傾向が見られた。新しい欧米風の教科書に、往来物その他の教科書の伝統を結び合せて、独自の小学校用教科書が著作されるようになるのは大体明治十年代になってからであった。

江戸時代には武家の子弟は藩の学校、庶民の子弟は主として寺子屋で学び、漢籍や日本の古典、往来物などが教科書として用いられたのであるが、このような教育を受けた者は、国民全体から見れば上層一部の者に限られていた。明治以後は国民のすべてに近代教育を与える目的で全国に小学校が設けられたので、そこで使用される教科書は国民を対象とし

て編集された。従つて近世までの教科書と近代の初等学校の教科書とはその点で本質的に性格を異にしていると見なければならぬ。もとより明治初期の小学校は就学者もまだ少く、その教科書も近代教科書としての性格を十分に備えているものではなかった。しかし明治十年代から二十年代にかけて就学者も増加し、学年編成も次第に整えられ、学校の制度も整備せられた。これに対応して教科書もその体裁・内容ともに近代学校の教科書としての性格を具えるに至っているのである。

明治十四年（一八八一）の「小学校教則綱領」により、その後小学校は初等科（三年）、中等科（三年）、高等科（二年）の制度となった。この頃になると「学制」当時とは異なり、上級の学年まで進む者も多くなり学年編成が次第に成立している。そこで新しい教則に基いて編集された教科書には学年・年級に対応してつくられたものも多い。また明治初期には明瞭に児童用書としてつくられたものは読本以外には極めて少く、多くは教師のための教材集と見るべきものであったが、この頃になると読本のほか修身をはじめその他の教科にも明瞭に児童用書として編集したものが多くなっている。さらに明治初期には教科の性格が明確でなく読物風の教科書が多かったのであるが、この頃になると地理・歴史・理科等の教科書も単なる読物としてではなく、それぞれの教科の教科書として編集されるようになっていく。

明治十九年（一八八六）の「小学校令」以後、教科書は検定制となった。右に述べたように明治十年代の後半に小学校の教科書は近代教科書としての性格を次第に整えていたが、それはなお一部の教科書であった。ところがこの検定制によって小学校で使用されるすべての教科書にわたって体裁・内容とも急速に整備せられた。検定制は教科書の内容についてかなりの統制を行った点も認められるが、当時の検定制が近代教科書の成立の上に果たした役割は極めて大きいものがあったと見なければならぬ。

明治三十六年（一九〇三）に小学校教科書は国定制度となった。これによって小学校では大部分の教科については国で定めた一種類の教科書を全国の学校で用いることとなり、教科書が画一化せられた。内容の上からも国の教育政策を直ちに教科書に反映させることができ、教科書を通して教育の国家統制が極めて容易に実施できることとなった。従つてその

後行われた国定教科書の修正は、時代の変化に應ずる国の教育政策を端的に表現している。最初の国定教科書成立後の主な修正をあげれば、先ず明治四十年（一九〇七）に義務教育年限が六年に延長されたことにより修正が行われた。次の大修正は大正七年（一九一八）以後に行われ、この修正では当時の世界的な新教育思想の影響が見られる。また一面国家的財地に立つ思想、第一次大戦後の社会思潮をも反映している。次は満州事変後の情勢による昭和七年以降の修正である。この修正においては新教育思想に基づき画期的な教科書が編集せられたが、また一方当時の思想を反映し国家主義的色彩を濃くしている。

昭和十六年（一九四一）国民学校の制度を実施し、初等科（六年）、高等科（二年）となり、教科目の編成も改められた。これによって、教科書もすべて新しく編集せられた。また従来国定教科書を使用していなかった教科についても国定教科書を新しくつくることとし、教科書の国家管理が著しく強化せられた。当時は満州事変から日華事変を経て一般に国家主義的軍事的傾向が強まっていた時代であり、国民学校教科書は、このような社会情勢、政治情勢を反映している。昭和十六年の暮に太平洋戦争が起り、其後に修正された教科書や新しく編集せられた教科書には一層多く戦時教材がとり入れられ、軍国主義・超国家主義の色彩を強めている。

以上は本書で取扱う教科書の性格とその変遷の概要を述べたものである。以下学制時代、明治十年代、検定時代、国定時代の四つの時期に分けて、その時代に使用された教科書の性格を明らかにし、各教科の教科書に通ずる一般的事項について概観したい。

二 近代学校の発足と教科書

（一）明治初年の教科書

明治初期はいわゆる文明開化の時代であり、欧米の文化風俗が尊ばれ、盛んに輸入紹介せられた。教科書についても欧米の教科書を翻訳し、あるいは抄訳編集したもの、また欧米の文化風俗を内容とする翻訳調のものが多い。従つてこ

の時代は翻訳教科書時代とも呼ばれている。当時西洋文化の移植に貢献した福澤諭吉、中村正直、箕作麟祥など多くの学者や思想家の著書や訳書が広く教科書として用いられた。中でも福澤は各方面にわたって平易な内容で親しみ易い体裁をとった多数の啓蒙書をつくり、これが教科書として広く用いられている。有名な学者や思想家のほか、当時は児童のための教科書を編集する者も多く、民間出版の啓蒙書類が多数教科書として用いられた。

これらの書物は、内容から見ると物理・化学・博物など理科関係のもの、世界地理、世界史、あるいは西洋の道徳倫理書の翻訳などがあり、近世の往来物には見られなかった領域のものが多い。そしてこれらは一般に読物として用いられた。明治初年は教科書と一般の読物との区別は明瞭でなく、民間の啓蒙運動によつて広く普及した書物が同時に学校の教科書としても用いられた。小学校が全国に設けられるようになってからも、当初はこれらの書物が教科書として広く用いられている。

明治初期の教科書は欧米文化の輸入紹介を特色としているが、近世までの教科書の伝統が全く消滅したわけではなかった。近世までの往来物も根強い伝統をもつて引続き用いられている。また明治になってから新しく著作され刊行された往来物も多い。例えば日本地理の教科書には長い間近世の「國語」の伝統が残されており、また町名・村名・名所・年号・干支などが用いられ、往来物の伝統はとくに習字の教科書に強く残っている。さらに注目すべきは、内容の上では欧米の文化や生活を取り扱っているが、その形態や編集様式が全く往来物にならなかつてつづられているものも多いことである。「世界國語」や「世界商業往来」などはそのよい例である。また当時の学校では漢字の伝統も依然として強く、上級の学年では四書や五經の類が習われ、日本外史などのような史書も読物として用いられた。

以上のようによつて明治初年には欧米の翻訳書あるいは翻譯調の教科書のほか、近世の洋字屋や藩の学校で用いられた系統の教科書も使用されている。これらは明治初年の小学校の教科書ともその性質が異なり、またその後新しく編集された小学校教科書にもその内容や形態がとり入れられている。これらの新しいものと古いものが融合され、後に居られるような近代の初等学校教科書が成立したのである。

(二) 学制發布と教科書

明治四年七月に文部省が設置され、初めて全国に統一した学校制度が、設けられることとなった。そして明治五年八月に「学制」が發布された。この「学制」は、欧米の学校制度にならひ進歩した近代学校制度を一挙に実現しようとした雄大な計画であつた。先づ八年制（下等小学四年・上等小学四年）の小学校を設け、その上に中学、さらに大学を設ける制度であつた。そのため全国を八大学区に分け、一大学区を三十二中学区、一中学区を二百十小学区（全国で五二、七六〇）に分け、学区制によつて全国に学校を設ける計画をたてたのである。この制度を実施するにあつて、先づ小学校を設け、国民皆教育の方針のもとに、すべての者に初等普通教育を授けることとした。このことは江戸時代まで国民の上層一部の者が学校で教育をうけていたのとは著しく異つており、その点から教科書にも大きな変化がもたらされることとなった。

「学制」が發布された翌月すなわち明治五年九月に文部省は「小学教則」を公布して、小学校の教授内容を示し、教科書をも指示した。「学制」も「小学教則」もその通り実施されたものではなかつたが、そこにあけられた教科書は当時の標準的な教科書であつたといえよう。小学教則は、下等小学第一級に始まり各級毎に各教科の教授要旨を示している。そして多くの教科では教科書によつて教授の内容や程度を示しているのである。そこにあけられた教科書名を見ると大部分が欧米文化を内容とする文明開化の啓蒙書類である。これによつて当時の文部省が新しい小学校の教育をどのように方向づけようとしていたかを知ることができる。

その後文部省は、直ちに教科書の編集に着手し、また東京に新しく設けられた直轄の師範学校で實際教授の経験に基づいて小学校教科書の編集を進めた。そして明治六年頃から文部省はこれらの教科書を出版し、また民間からも小学校用の教科書が多数出版せられ、明治初期の小学校教科書は次第に整備している。明治六年四月文部省は「小学用書目録」を公示したが、これは先に「小学教則」に指示した教科書の不備を補うため追加する教科書を示したものである。新に追加された教科書を先に指示したものと比較すると、第一に文部省及び師範学校で新しく編集した教科書および指図をあげていること、第二に理科とくに物理関係のものを多数追加していること、第三に往来物その他古い型の教科書がかなり多くあげら

れていることなどが注目される。このように文部省は新しい教科書によって小学校教育の近代化をはかるとともに、一方古い系統の教科書をもとり入れて当時の実情に適合させようとした。

全国に設置された新しい小学校に寺子屋とは異なる近代教育を普及させるためには、新しい教師の養成が急務であった。そこで文部省は明治五年五月東京に師範学校を設け、教員養成に着手したが、教授法の伝習、教則の編成とともに新しい小学校教科書の編集も行わせることとした。創設当時の師範学校には、その指導の中心人物として米人スコットが招かれ、教科書及び教具をアメリカに注文し、新しい教授法を生徒に伝習させた。この実地の経験に基いて「小学教則」を編成し、これによって新しい教科書が編集せられた。従って当時師範学校で編集した教科書類にはとくにアメリカの影響が大きい。師範学校制定の「下等小学教則」は、ここで編集した教科書類をかがけてこれを編成している。師範学校の卒業生が全国の各府県に派遣せられ、小学校教育を指導するようになると、新しい教授法及び師範学校制定の教則とともに師範学校編集の教科書及び入門掛図が全国に普及した。当時各府県が管内に施行する小学教則を制定するにあたって多くはこの師範学校制定の教則を範としている。

当時師範学校で編集したものは、入門教材図と教科書である。入門教材図は、五十音図、単語図、連語図、数字図、九九図、形体線度図、色図などで、これは掛図として用いられた。またこれを一書に収録したのが「小學入門」である。教科書としては「小學入門」のほか、「小學讀本」「小學算術書」「地理初歩」「日本地誌略」「萬國地誌略」「日本略史」「萬國史略」などがある。これらの教科書は江戸時代の往来物と異なるとともに、小学校教科書としての明確な意図をもっている点で当時の一般の啓蒙書類とも異なっている。師範学校で直接教科書を編集したのは短期間であり、編集事業はまもなく、文部省に移管されている。また当時師範学校と文部省とは一体となつて教科書の編集出版にあたっていたので右の教科書を地方では「文部省編集」として翻刻しているものも多い。ただ当時文部省では、これらとは別に師範学校には関係なく直接編集または翻訳して出版した教科書も多数あり、両者はその点で一応区別される。当時師範学校編集の教科書類は下等小学用のみであつたので、上等小学においては、文部省で翻訳または編集したもの、民間出版のものなどが用

いられた。

明治初期には一般国民はまだ書物とはかなり縁遠い生活をしていた。この時代に小学校が全国に設けられ、教科書という一群の書物が全国の山間僻地にまで普及したのである。従つて当時これらの書物が単に小学校の生徒の教科書としてのみでなく、一般国民の啓蒙開発に果たした役割も大きいものがあつたと考えられる。当時民間の啓蒙書も教科書として用いられることによって全国に普及し、他の書物とは比較にならないほどの大きな役割を演じたものといえよう。このような点にも当時の教科書のもつた特別な意義を認めることができる。

(三) 学制時代の教科書行政

学制が実施せられ、全国に小学校が設けられると、そこで使用する教科書を供給することは急務であつた。そこで文部省では早くから教科書の編集に着手し、既に明治四年九月「編輯寮」を置いている。明治五年九月にはこれを廃止し、翌十月「教科書編輯掛」を設けているが、明治六年三月にはこれを「編書課」と改めた。師範学校の設置は明治五年五月であるが、同年九月から授業を開始し実際に活動するようになると同年十一月師範学校に「編輯局」をおき、ここで小学校教科書の編集を行った。しかし明治六年五月には師範学校の編輯局を廃し、その仕事を文部省の編書課に合併した。明治七年十月に至り、編書課を廃止してその事務を報告課に移しているが、これは小学校教科書の編集が一段落をとげたためであらう。

文部省は、先に述べたように「小学教則」に標準教科書を示したが、さらに「小学用書目録」を公示して、その不備を補った。このようにして当時の教科書に対する指導行政を行つていたのである。一方明治六年五月には、地方官に対し文部省蔵版の小学校教科書の翻刻を許可する旨を明らかにし、同年七月には翻刻許可書目を発表している。同年十二月には書目を追加し、明治七年十月には改めて許可書目を公示している。そこにあげられている書目は文部省並に直轄の東京師範学校及び東京開成学校蔵版のものである。明治八年六月になると文部省蔵版の書籍はすべて翻刻を許可することとした。このように文部省は新しい教科書が速やかに全国に普及するように指導し、またその便宜をはかつていたのである。

当時文部省は模範とすべき優れた教科書を自ら編集し、翻訳してその普及をはかったが、民間の教科書を抑制し、統制する政策はとっていない。当時は民間でも教科書を自由に編集し、出版することもでき、小学校においても自由にこれを採択し使用することができた。文部省が民間の教科書を認めていたことは、先に述べた「小学教則」や「小学用書目録」に民間の教科書を多数あげていることによっても明らかである。さらに教科書行政に対する当時の文部省の態度をよく示しているのは、明治八年七月の「文部省報告課編纂書籍取扱心得」である。これによるとその第一条に、「文部省ニ於テ編纂シ中小學科ニ用フベキ書籍ハ特ニ其體裁ヲ表示スルニ過キス故ニ世上教科書ヲ著譯セント欲スル者アルハ、文部省ノ最期望スル所ナリ」と述べている。これによれば文部省編集の教科書は単に体裁を示すにとどまり、これによって民間の教科書を圧迫する意図は全くなく、むしろ民間の教科書出版を奨励していることが知られる。さらに第二条には、「原來國ノ學校ヲシテ必スモ文部省編纂ノ書籍ヲ需用センメント欲スルノ意ニ非サルヲ以テ中小學科ニ用ルベキモノ略備具スルノ後ハ文部省優テ編纂ニ從事スルコト無シ」と述べている。これによれば文部省編集の教科書を全国の学校に強制する意図の全くないこと、および教科書がほぼ整った後は文部省では編集を行わない方針であることを明らかにしている。

以上のように学制時代には、文部省は教科書の統制や全国統一化を市せず、自由な編集出版を認め、むしろそれを奨励している。しかし教科書について全く自由放任の政策をとっていたわけではない。当時文部省は新しい小学校に近代教育を普及徹底させるために教科書について大きな関心をもっていた。そのため自ら編集出版してその普及をはかるとともに、民間の教科書に基準と方向を示し、すぐれた教科書の出版を奨励し指導する立場をとっていたといえる。

三 明治十年代の教科書

(一) 教育思想の変化と教科書

明治十年代になると復古思潮が盛んとなり、明治初期の文明開化、欧米心酔から脱して国風尊重の気運を生じている。

ことにそれが明治政府の教育政策としてとりあげられ、教科書についても、わが国の伝統的な思想に基づき当時の教科書の内容を批判し、不適当と認めた教科書の使用を禁止するに至る。このように明治十年代になると政府の教科書統制政策が強化せられ、次第に教科書の制度化が行われた。

明治十年代における政府の教育政策の転換に深い関係をもつものとして注目されるのは明治十二年の「教学聖旨」である。これによって文教の改革が要望せられ、教育内容を改変し、ひいては教科書の制度も改められることとなった。聖旨の前半にある「教学大旨」は、明治維新後欧米文化に心酔してわが国古来の道徳を忘れた弊を改め、仁義忠孝の教を教育の基本とすべきであるとしている。また「教学大旨」の次に示されている「小學條目二件」には、第一に小学校の教育は、まず古今の忠臣義士孝子節婦の画像写真等を用いて道徳觀を幼少の頃から明確に教へこみ、その後各種の知識を授けらるべきこと、第二に小学校の教育が高尚にすぎ、実際に適しない点を改め、農商の子弟にはそれにふさわしい教育を施すべきであるとしている。このように「教学大旨」においては、明治初期の文明開化の教育方針を改め、儒教を中心とする皇國思想に基く教育への転換を求めた。これによって政府の教育政策がその後大きく変化している。

明治十三年（一八八〇）の改正教育令には教科のはじめに「修身」をおき、これを特に重視すべきことを示した。また同年文部省に「編輯局」を設け、西村茂樹を編輯局長として、修身教科書を編集している。これが「小學修身訓」であり、その内容は全く「教学大旨」の精神によって貫かれている。明治十四年の「小学校教則綱領」においても、修身及び歴史などの教授要旨には「教学大旨」によって示された思想の強い影響を認めることができる。当時文部省では修身科を特に重視し、その教授要旨に基づいて「小學修身書」及び「小學作法書」を編集した。明治十五年宮内省から出版された「幼儀綱領」も同じ精神のものであり、その後の修身書の内容に大きな影響を与えた。このようにして明治十年代の修身書には、明治初期と異なり、東洋の格言や例話が多くとり入れられしめる。

明治十年代の復古的傾向は修身に最もよく示されているが、その他の教科についても見ることもできる。歴史の教科書についても、明治十年代には西洋史関係の教科書の出版が少くなり、明治十四年の「小学校教則綱領」では、小学校の歴

史は日本歴史のみを取扱うこととした。算数の教科書について見ても明治十年頃から珠算教科書の出版が多くなり、明治初期の洋算（筆算）中心と比較して復古的傾向を認めることができる。そして「小学校教則綱領」では初等科及び中等科においては筆算と珠算を全く同等に認めた。国語の教科書についても明治初期の翻訳調のものは少くなり、新しく編集された教科書には復古的傾向が示されている。

このように明治十年代には、明治初期の文明開化の翻訳調教科書に代って復古的傾向をもった教科書が多数出版されるに至った。このことは教科書が時代の風潮を反映しているとともに、「一面政府の強い文教政策の結果によるものであった。政府の新しい教育方針に基づく教科書政策については後述するため詳細に考察することとする。

(二) 小学校教則綱領と教科書

明治十二年（一八七九）九月に「教育令」が公布され、明治五年の「学制」は廃止せられた。「学制」はわが国で初めての近代学校制度であり、いわば机上の計画であって、当時の実情に基いて定めたものではなかった。しかも規定通りに全国画一にこれを実施することを地方に強く要望したためそこにはかなりの無理があった。「教育令」は、学制実施後の実情を考慮し、教育制度を再検討して定めたものである。それはアメリカの地方分権的な教育行政を参考とし、また西南の役後の国内の情勢をも考慮して定められたものである。学校の設置や就学についても地方の実情に即応して実施できるようにし、「学制」のように全国画一的に強制するものではなかった。また教育令は学制と異なり基本規定のみにとどめ、細かな点は地方に委ねる方針をとった。ところがこの地方分権的な教育令は、ある地方では折角「学制」によって苦心して高めて来た学校の設置や就学を低下させるという非難も受け、あまりに自由放任であるとして、当時「自由教育令」とも呼ばれた。そこで翌明治十三年（一八八〇）十二月にこれを改正していわゆる「改正教育令」が公布された。この改正教育令も学制とは異なり、基本規定のみであったが、学校の設置や就学の督促についてはかなり強い方針をとった。

改正教育令に基いて明治十四年五月に「小学校教則綱領」が制定され、小学校の課程及び教科内容、教授要旨が定められた。これによると小学校八箇年の課程を初等科三年、中等科三年、高等科二年の三・三・二制とした。この初等科三年

は改正教育令で特にその就学を厳しく要請しているものである。教科は、初等科では修身・読書・習字・算術・唱歌・体操、中等科では、このほか地理・歴史・図画・博物・物理及び女子のために裁縫を加え、高等科では物理の代りに化学、さらに生理・幾何・経済を加えた。但し女子には経済の代りに「家事経済」を加えることとした。さらに各教科毎に教科内容及びその程度等を詳細に示した。そして最後に一例として、各教科別各学年（前・後期）別に教授要旨及び毎週教授時数を示している。この「小学校教則綱領」は、各府県で小学校教則を編成する場合の模範ないし基準を示したものであり、そのまま画一的に強制する意味のものではなかった。しかし各府県ではほとんどこれにそのまま準拠したようである。そしてその後の教科書はこれに基いて編集せられ、この教則綱領は当時の教科書に極めて大きな影響を与えた。

「小学校教則綱領」は、初等教科書史上極めて重要な意義をもっている。その理由は、その後の主要な教科書がほとんどこれに基いて編集されているためである。このことは教則綱領が明治初期の「小学教則」とは全く異なる形態をとっていたことによる。明治初期の「小学教則」は、文部省公布のものも師範学校制定のものであっても、また府県制定のものも、すべて教科内容や教授の程度を示すために既に出版されている教科書をあげている。ところがこの教則綱領には教科書は全く示されていない。その代りに教科の内容や程度、教授の方法等を詳しく示している。そこで当時の教科書はこれに基いて編集せられ、従って学年・学期別に編集し内容が段階的に高められた新しい教科書の出現を促すこととなった。教科書が先にあって教則が編成されるのではなく、教則に基いて教科書がつくられるという新しい関係が成立したのである。従って当時の主要な教科書はどの学年の教科書であるかという意図をも明瞭にして編集せられた。この意味から

「小学校教則綱領」は近代教科書の成立の上に重要な意義をもったのである。

小学校教則綱領公布に続いて明治十四年五月九日文部省は府県に対し次の達を発している。「今般小学校教則綱領頒布候ニ付テハ、小學校教則ノ儀右綱領ニ基キ、編制ノ上可同出且小學校教科書ノ儀ハ左ノ書式ニ據リ可開申此旨相達候事」。これによって小学校教則は伺い出て文部省の認可をうける必要があり、教科書はその都度報告すべきこととなった。府県の小学校教則が認可制度となったため、文部省の小学校教則綱領は単なる基準以上の權威をもつものとなった。これとともに

に教科書も文部省は報告を必要とし、すなわち開申制度となつて文部省の監督の下におかれた。

(三) 教科書政策の強化

明治十年代における政府の教育政策の転換にともない、文部省では明治十三年頃から小学校教科書についても積極的な政策を実施することとなつてゐる。明治十三年三月二十五日、文部省の機構改革において新に「編輯局」を置き、新しい教育方針に基く教科書の編集その他を行つてゐる。特に道徳教育を重視して、「小學修身訓」などを編集刊行したことは先に述べた通りである。一方文部省では、同年五月頃から地方府県で使用されている教科書の調査・取調に着手し、同年六月五日地方学務局に「取調掛」を設置してゐる。その所掌事務を見ると、「教科用書ヲ調査シテ其適否ヲ鑒別シ意見ヲ付シ文案ヲ草スヘシ。但其適否決定セルモノハ之ヲ帳簿ニ記載シ適否ヲシテ明瞭ナラシムヘシ」と定めてゐる。取調掛においては各府県の小学校教則に記載されている教科書についてその適否を逐次調査し、その結果を同年八月及び九月に府県に通知した。それによると、その内容・性質・程度等から見て、小学校教科書として適当でないと認めたものを甲号・乙号・丙号の三種に分類して示してゐる。

不適当なものとして使用を禁止した教科書には、生理関係のもの、道徳・政治関係のものが多い。生理関係の教科書は、わが国の風俗を乱し小学校教科書として適当でないと認められたもの、また民権を主張し共和政治を説いた政治関係のものは、国の秩序を乱すものと考えられたためである。西洋倫理を説いた明治初期の翻訳修身書は、日本古来の道徳観に反するものとして先に述べた徳育の基本方針からしりぞけられたものと思われる。文部省の教科書取調に関するこのような一般的な方針は、府県に対し明治十三年十二月十八日に発した文部省達によつても明らかであり、そこでは、「學校教科書之儀ニ付テハ追テ示達スル儀可有之候得共國安ヲ妨害シ風俗ヲ紊亂スルカ如キ事項ヲ記載セル書籍ハ勿論教育上弊害アル書籍ハ採用セサル様豫テ注意可致此旨爲心得相達候事」と述べられてゐる。このように明治初期の文明開化の翻訳教科書類は、日本の伝統的な思想や風俗に反するものとして多数禁止せられ、小学校教科書からその姿を消すに至つた。ことに文部省自ら翻訳刊行し、「小学教則」にもかかげてその使用を奨励したウエーランド著の「修身訓」(阿部泰藏

譯)なども右の禁止教科書中に含まれており、文部省の教科書に対する政策の著しい変化を知ることができる。

文部省は明治十四年五月「小学校教則綱領」の公布とともに開申制度をとり、使用教科書の報告を求めたことは先に述べた通りである。その後文部省は教科書に対する政策をいよいよ強化し、明治十六年七月三十一日の文部省達によつて認可制度をとるに至つてゐる。すなわち府県に対し「自今小學校并ニ府縣立中學校師範學校等普通學校ノ教科用圖書ヲ選用シ又ハ變更セントスルトキハ左ノ表式ニ據リ取調可同出此旨相達候事」と達してゐる。これによつて其後小学校教科書はすべて文部省に伺い出て、その認可を受けて後、はじめて使用されることとなった。このように文部省は教科書に対する監督を強化したが、この制度は伺い出てから認可されるまで相当の期間を要し、その点からも地方府県にとっては極めて不便な制度であつた。そこでむしろ検定制度を望む声も現れてゐる。

これより先明治十四年十月文部省の機構改革により、「取調掛」は普通学務局に属することとなった。明治十六年三月の普通学務局処務規則によると、取調掛には事務科・検査科の二科をおき、事務科では教科書等に関する伺・開申・照会等に関する事務を取扱い、検査科では教科書等の調査を行うこととしてゐる。検査科はさらに三つの分科に分れ、第一分科では国語・図画・唱歌、第二分科では数学・理科・実業、第三分科では修身・地理・歴史・経済等に関する図書等の調査を行うこととしてゐる。このように文部省では教科書行政に関する部門を拡充し、教科書の調査監督を強化してゐる。明治十八年に至り、取調掛は編輯局に合併せられ、教科書行政が一体化せられてゐる。同年三月六日の編輯局処務規則によれば、編輯局には編書課・翻訳課・検査課・庶務課・製本課の五課を置き、教科書の調査取調は検査課で取扱うこととなつてゐる。

以上のようない明治十年代においては、政府の教育方針の変化にともない、教科書に対する監督がきびしくなり、教科書政策は次第に強化せられた。地方においても文部省の指導・監督と小学校制度の整備にともなつて、教科書に対する行政は強化せられ、明治初期のように各種の教科書が比較的自由に各学校で使用されることはなくなった。当時の小学校は府県管理のもとに整備せられ、ほとんど同一の教科書を用いるようになってゐる。そしてやがて小学校制度の改革とともに

検定教科書の時代となるのである。

四 学校制度の改革と検定教科書

(一) 小学校令と検定制の成立

明治十八年（一八八五）に内閣制度が初めて設けられ、初代の文部大臣として森有禮が就任した。森は、国家興隆の基礎として早くから教育に深い関心をもち、明治初年アメリカに駐在中当地の有識者に意見を求め、これを英文で「日本の教育」（一八七三年刊）と題して出版したほどの人であった。文部大臣になると直ちに学校制度全般にわたる改革に着手し、明治十九年（一八八六）三月先ず「帝国大学令」を公布し、ついで四月には「小学校令」、「中学校令」及び「師範学校令」を公布した。この四つの学校令によって学校体系の基本を定め、其後の学校制度改革の基礎を確立したのである。これらの学校制度の改革にあたって森文相は国体主義の教育を提唱し、日本を世界列強とならぶ第一等国の地位にまで高めるため、富国強兵の教育政策をたてた。森による学校制度改革の背後には、国家主義思想に基づく教育観があり、これによって教育の制度および内容の改革を實施しようとしたのである。それまで日本の教育はおおむね府県管理のもとにおかれていたのであるが、学校令後は国家統轄の体制がとられた。このような情況のもとに教科書についても検定制が実施されることとなったのである。

小学校令及びこれに基いて定められた「小学校ノ学科及其程度」によってそれまでの初等科・中等科・高等科の制度を改め、尋常小学校四年・高等小学校四年の四・四制とした。また小学校令においては尋常小学校の就学義務についても明確に規定した。ただ尋常小学校に代るものとして小学簡易科（三年以内）を認めたことは地方の情況に應ずるためであった。「学科及其程度」によれば、尋常小学校の学科は、修身・読書・作文・習字・算術・体操の六科とし、土地の情況により図画・唱歌を加えることができるとした。また高等小学校の学科は、右の六科のほか地理・歴史・理科・図画・唱歌及び裁縫（女兒）とし、英語・農業・手工・商業を加えることができ、唱歌を欠くことができるとした。なおこの小学

校令第十三条に、「小学校ノ教科書ハ文部大臣ノ検定シタルモノニ限ルベシ」と定め、これによって検定制が実施されることとなったのである。

検定制については、文部省では早くからこれを実施する意図のあったことは、明治十四年十二月福岡文部卿の地方官に対する訓示の中で、「教科書ハ教育上重要ノ關係ヲ有セルヲ以テ客年五月教科書ノ検査ニ着手シ、（中略）今後準備ノ整フニ従ヒ、百般ノ學科ニ付教育上ノ適否如何ヲモ精査センカ爲ニ今既ニ教科書検査條例ヲ定メントス。此ノ條例發行スルニ至レハ凡教科書ハ公立私立ノ別ナク當省検定ノ章アルモノニ非サレハ採用セシメサルニ至ルベシ」と述べていることによってもうかがうことができる。これによれば文部省では教科書の調査を開始した頃から既に近い将来に検定制を実施する計画のあったことが知られる。教科書の制度は明治十四年の開申制度から明治十六年認可制度へと進んでおり、明治十九年の学校制度の改革を機に検定制が実施されたのも当然であり、その段階に到達していたといえる。検定制の実施については、森文部大臣は特に深い関心を示していたようであり、当時の秘書官木場貞長が後年語るところによれば、森文相は「自ら其の組織の大體に就て調査立案の上省議を経て、其規則を制定して之を實施」したと述べている。

小学校令により検定制の実施が明らかにせられ、これに基いて、明治十九年五月十日「教科用図書検定條例」が定められた。さらに翌二十年五月七日これを廃止して、新に「教科用図書検定規則」を制定し、其後はこれに基いて検定制が実施運営せられた。このようにして検定制が確立せられたのである。

検定制の実施とともに、文部省では標準教科書を編集して民間の教科書に一つの基準を示し、教科書の改善をはかることとしている。先ず編輯局を改革して伊沢修二を編輯局長とし積極的に教科書の編集刊行にあたった。そこで先ず国語教科書を編集し、「讀書入門」（一卷・明治十九年）、「尋常小學讀本」（七巻・明治二十年）、「高等小學讀本」（八巻・明治二十一年・二年）を刊行した。その体裁・文体等其後の教科書に与えた影響は大きい。また歴史及び地理の教科書については、「編纂旨意書」を公示して草稿を公募したが、これに当選して文部省から出版されたのは、神谷由道著「高等小學歴史」（三巻・明治二十四年）である。このように文部省では検定制を実施して民間の教科書の検定を行うとともに、一

方文部省自ら標準教科書を編集し、あるいは優れた教科書を出版して積極的に教科書の指導を行っている。

(二) 教育勅語と教科書

学校令以後教育が国家主義思想に基づき統制されるようになったことは先に述べたところである。明治十八年に内閣制度が創設され、明治二十二年には帝国憲法發布、翌二十三年には第一回帝国議会在が召集され、当時は日本が近代国家体制を着々と整えていた時代である。この時において国民教育の基礎を確立すべきであるとする動きもあり、明治二十三年十月三十日「教育ニ關スル勅語」が發布せられた。教育勅語は明治十二年の「教學大旨」に示された皇国思想の流れの上に国民道德の基本を明らかにしたものであるが、その後の教育全般を強く支配することとなった。その後教育勅語を根幹として国家主義教育体制は次第に確立強化されている。従ってそれは教育の理想や目標についてののみでなく、教育内容編成の中核となり、教科書の上にも大きな影響を及ぼした。

明治二十三年（一八九〇）の「小学校令」に基づいて明治二十四年に定められた「小学校教則大綱」には教育勅語の影響が認められる。特にそれは「修身」について顕著に示され、「歴史」についても、「本邦國體ノ大要ヲ知ラシメ國民タルノ志操ヲ養フヲ以テ要旨トス」と述べ、その教材として「建國ノ體制、皇統ノ無窮、歷代天皇ノ盛業……」をあげている。また「地理」についても「愛國ノ精神」を強調している。このように教則要旨及び内容が示されることによって当時の教科書はこれに基づいて編集せられたので、教科書への大きな影響を認めることができるのである。

当時の修身教科書は極めて忠実に教育勅語に準拠して編集されている。その内容は勅語に示された徳目を完全に授けることができるように毎巻・毎学年繰返して提出している。勅語の徳目をそのままの順序で各課に配当し、さらに勅語文をそのまま各課の題目としているものさえ認められる。明治二十年代になって模範人物を中心に編集したものでも勅語の徳目をすべて授けるように各課に配当する考慮をはらっている。また勅語文を各巻の巻頭にかかげ、絶えずこれを読み暗誦するように配慮して編集しているものも多い。

文部省においては、国民思想に影響の大きい修身教科書については特に厳格な基準で検定を行う方針をとり、明治二十

四年十二月「修身教科用図書検定標準」を定めている。この検定標準は修身教科書の検定のために定められたものであるが、当時他の教科書にも大きな影響を与えた。修身に対しての基準は他の教科書の編纂についても同様な方針をとらせ、児童用のほか教師用を編集し、また高等科女子用を編集するものも多くなっている。

教育勅語の影響は、国定教科書になってもかわることなく、歴史・地理の教科書、国語読本などは国定時代になって特に顕著となり、後には算数や理科の教科書にも教育勅語を根幹とする国家主義教育の影響が見られる。

(三) 検定制の内容と当時の教科書

明治十九年の小学校令に基づいて定められた「教科用図書検定條例」は、検定要項と検定手続からなっている。「検定要項」では検定の出願、免許証の下付、有効期間などを規定し、「検定手続」では検定出願の手続、書式などを定めた。翌年五月新しく定められた「教科用図書検定規則」はその後の改正を経て国定制度に至るまで検定制の基本規定となった。この規則を先の検定条例と比較すると、免許証の下付に代って官報に公示することとし、また有効期間五箇年の制限を撤廃している。さらに第一条に検定の主旨をかかげ、「教科用圖書ノ検定ハ止テ圖書ノ教科用タルニ弊害ナキコトヲ證明スルヲ旨トシ其教科用上ノ優劣ヲ問ハサルモノトス」と定めている。これによって見ると検定制の当初は、教育上弊害あるものを除くことを目的とし、内容上の統制をはかる意図のなかったことが知られる。ところが明治二十五年三月の改正によって「教科用圖書ノ検定ハ師範學校令中學校令小學校令及教則ノ旨趣ニ合シ教科用ニ適スルコトヲ認定スルモノトス」と改められた。このことは明治二十三年の教育勅語發布後の諸法令の改正とも関連し、教科書の内容をとくに問題とし国民教育上の見地からこれに統制を加える傾向が表われていることを示している。なお教科書の検定は当時小学校のみでなく師範学校中学校についても行われたが、小学校については特に詳細な規定を設け厳密に行われた。

教科書の採択方法については、明治二十年三月二十五日「公私立小學校教科用図書採定方法」を定めた。これによると、小学校教科書は地方長官が図書審査委員を任命して決定することとしている。委員の構成は次の通りである。

一、尋常師範学校長若クハ長補

- 二、学務課員一名
- 三、尋常師範学校教頭及附属小学校上席訓導
- 四、小学校教員三名
- 五、該地方経済上ノ情况ニ通スル者二名

検定制度の当初は右のような構成であつたが、その後この構成はいく度か改められた。

明治二十三年十月新に「小学校令」が公布せられ、明治十九年の「小学校令」は廃止せられた。この小学校令は第一条に「小学校ノ本旨」として、小学校教育の目的をかけた。その条文も明治十九年の小学校令が十六条の簡略なものであるに對し九十六条からなる詳細な規定である。この小学校令により、尋常小学校は四年制のもの、高等小学校は三年制を認め、小学校簡易科は廃止せられた。また高等小学校も四年制のほかに三年制及び二年制を認めた。新しい小学校令に基いて明治二十四年十一月「小学校教則大綱」が定められたことは先にも述べた通りである。この教則大綱には各教科目の教授要旨を詳細に示しており、これがその後の教科書の内容に對し重要な基準となつた。検定制度の当初はそれ以前からの教科書を出願して検定を受けるものが多かつたが、教則大綱後はこれに基いて多数の新しい教科書が編集出版され、検定をうけて使用された。従つてこの教則大綱は検定教科書の内容に一時期を画するものとして重要な意味をもつてゐる。

明治二十三年の小学校令には教科書の審査についても基本的な規定が設けられた。これに基いて明治二十四年十一月「小学校教科用図書審査等ニ関スル規則」が定められた。これによると審査委員の構成は、

- 一、府県官吏一名
- 二、府県参事會員二名
- 三、尋常師範学校校長
- 四、尋常師範学校教員二名
- 五、小学校教員三名乃至五名

となつてゐる。またこの規則では一度採択した教科書は四年間変更を認めず、変更した場合は最下の学年から使用し始めることとしてゐる。修身教科書については、特に嚴格な基準で検定するため、明治二十四年十二月「小学校修身教科用図書検定標準」を定めたこと、およびそれが修身教科書のみでなく他の教科書にも大きな影響を及ぼしたことは先に述べた通りである。

明治二十五年三月、教科用図書検定規則の第一条を改正して、小学校令及び小学校教則大綱の旨趣に適合することを検定の基準としたが、文部省は同年四月地方長官に對し、教科書の採定についてもこの旨趣の徹底を要望してゐる。このように府県における教科書採定についても、教科書の内容に關し政府の教育政策の徹底をはかつてゐる。

明治三十一年十月文部省は検定出願の教科書に對し、文字の大きさ、印刷等について詳細な標準を定めた。これは当時学生生徒等の近視眼の増加が問題となり、その対策として行われたものである。この規定が当時の教科書に与えた影響も極めて大きく、修正して検定をうけるもの、この機会に新しく編集するものもあり、多数の教科書がその後出版されてゐる。

明治三十三年（一九〇〇）八月「小学校令」が改正され、尋常小学校は四年制のみとなり、高等小学校は四年制のほかに二年制・三年制を認めた。これにより義務教育四年制が確立され、また近い将来六年制への延長に備えた。この小学校令には教科書の検定について更に詳しく規定し、教科書の審査委員の構成についても定めた。それによると、

- 一、府県書記官
- 二、府県視学官
- 三、専任府県視学
- 四、師範学校校長
- 五、師範学校教諭二名
- 六、府県立中学校校長一名
- 七、府県立高等女学校校長一名
- 八、郡視学二名

から組織することとした。これによつて民間人はもとより、小学校教員も省かれ、官僚的色彩が濃くなつてゐる。この小学校令に基き、新に「小学校令施行規則」が定められ、小学校に關する規定が整備統一された。各教科目の教授要旨についても、改正された小学校令に基いて詳細に定められてゐる。従つてその後の教科書はこれに基いて編集されることとな

っている。この施行規則では各学年別各教科目毎に、教授要旨を定めており、ことに仮名の字体、字音仮名遣及び漢字の範囲を定めたことは当時の教科書に大きな影響を与え、すべての教科書が修正せられた。また施行規則では「図書審査及採定」の一節を設け、十一條にわたって詳細に規定した。

検定教科書を形態の上から見ると、学年別に段階的に編集されている。この傾向は明治十年代に一部の教科書に既に見られたところであるが、検定制の実施によってすべての教科にわたってこの特色がはつきりと現われている。検定制は古い型の教科書を一扫して、新しい体裁の近代教科書を全国の小学校に普及させる役割を果たしたのである。次に検定時代には児童用書と教師用書が明確に区別せられている。検定制以前の教科書ではこの区別は必ずしも明瞭ではなかった。この区分を明瞭にしたものは先に述べたように明治二十四年の「小学校修身教科用図書検定標準」である。また検定制の上から一般に之を区別して取扱うようになったのは、明治二十五年九月である。さらに明治三十三年八月には児童用、教員用、教授用の三種に分けて検定を行うこととしている。このように検定制は教科書の体裁の上からも整備をうながしている。教科書の内容は既に述べたように教育勅諭によって大きく支配せられ、法令の上からは明治二十四年の小学校教則大綱、明治三十三年の小学校令施行規則が大きな影響を与えている。また明治三十年代にはヘルバルト派の教育思想が教科書の内容に影響を与えている。

検定教科書の出版状況を見ると、一般に制度改革の行われた後に教科書が多数出版されている。その意味から検定制の実施された直後、すなわち明治十九・二十・二十一年に多数の教科書が出版され、約四〇〇種に及んでいる。しかしこの時期は古い教科書を修正して検定をうけ出版したものも多い。次に多数出版されるのは、明治二十四年の小学校教則大綱後である。この時期はすべての面で検定制が整備せられた時代であり、明治二十五年から明治二十八年までに出版された検定教科書は六〇〇種以上に及んでいる。次は明治三十三年の小学校令施行規則後であり、明治三十三年・三十四年の二年間に三〇〇種を超えている。教科書の出版についていま一つ注目されるのは、出版地である。検定制以前には、地方出版のものが多く、全体の半数以上を占めていたが、検定時代になると急速に中央に集中し、明治三十年代になると大部分

の教科書が東京出版となっている。このことは教科書の販売競争が次第に激しくなり、条件の悪い地方の出版社は競争に堪えられなくなり多くは姿を消している。また地方の有力な教科書出版社で東京に進出しているものもある。そして検定時代末期には東京でもいくつかの大きい出版社に集中し独占的な傾向さえも示してきている。中でも金港堂・文学社・普及舎・集英堂の四大出版社は、検定時代を通じそれぞれ一〇〇種以上の教科書を出版し発行部数も多く他の出版社を圧している。このような教科書の販売競争がやがて教科書事件をひき起し国定制度を実施させる契機をなしているのである。

五 国定教科書制度とその教科書

(一) 国定教科書制度の成立

明治二十年代の後半から三十年代の前半にかけて新しく学校に関する規定が次々に定められ、従来のものも改正され、日本の近代学校制度はこの頃全面的に整備せられた。小学校については、明治三十三年（一九〇〇）の小学校令改正により、義務教育四年制が確立し、就学率も著しく高まり、近く六年制の実施も可能な段階に達していた。一方日清戦争を契機として国家主義思想が高揚せられていた。日本はこの頃近代国家として次第に隆昌の気運にあり、産業も著しい発展を見せているが、国民の生活と思想は統一化の一路を歩み、あらゆる面において中央集権化の傾向を示していた。このような時勢のもとに小学校教科書の国定制度が成立したのである。検定制から国定制度への移行については、次に述べるように明治三十五年の教科書事件が直接の原因となっている。しかし右のような時代の一般情勢のもとに、国民教育の立場から小学校教科書は政府自ら作成して、国民思想の統一をはかるべきであるとする考えが当時強く現われており、この思想が国定制度成立の基盤をなしている。

検定制においては、先に述べたように、文部省検定済の多数の教科書の中から、各府県毎に、教科用図書審査委員会の審査を経て採定されることになっていた。民間の出版社にとっては、自社発行の教科書が採択されるか否かは重大な問題であり、そこで決定権をもつ府県の審査委員を動かし、自社発行の教科書を採択させようとする運動が次第に激しくな

ていった。教科書についての専門的知識の少ない少数の委員によって、しかも短期間に、多数の教科書を調査審議して採択を決定するということは無理な点があり、当時の検定制もものにも欠点があった。そこに外部の条件によって動かされやすい余地があり、出版社と審査委員との間の醜聞が絶えなかった。そこで文部省は、明治三十四年一月小学校令施行規則を改正し、処罰規定を設け、不正行為の防止につとめた。また刑に処せられた場合には、関係教科書の審査採定を無効とし、その発行者の教科書は五箇年間採定を禁止することとした。それにも拘らず贈収賄の醜聞は跡をたたく、むしろ益々盛んとなる有様であった。

一方一度採定された教科書は四年間は変更できない規定であったため、これを悪用して採定後教科書の紙質や印刷などを低下させて利益をあげようとする業者も現われた。あるいは利益の多い教科書のみを供給して、利益の少ない教科書の供給を怠る出版社もあった。これに対し文部省は警告を発するほか、その教科書の検定を無効とし、またその発行者の図書への検定を行わないなどの方法によって不正行為の防止につとめた。当時出版社をこのような不正行為に導いたことについては、教科書が採定されるために多額の経費を要したことも原因となっていたと見なければならぬ。

検定時代の末期には、右のように出版社の競争はいよいよ激しくなり、審査委員との間の贈収賄の醜聞は絶えることなく、しばしば表面化して新聞紙上ににぎわし、世間の注目をひくようになった。そしてついに明治三十五年全国にわたって大規模な摘発検挙が行われ多くの犯罪者を出すに至った。これがいわゆる「教科書腐敗事件」であり教育史上類例をみない一大不祥事件であった。この事件により主要な教科書出版社は一斉に捜査をうけるとともに、知事をはじめ視学官、師範学校長、県視学、郡視学など、教科書の審査・採定に関係した教育界の上層部が多数検挙された。この事件の結果、検定制に対する批判が高まったばかりでなく、法令上当時の主要な発行者は罰則の適用を受け、大部分の教科書は使用できないこととなった。従って検定制をそのまま維持することは事実上困難となり、これを契機として政府はかねてからその気運が高まっていた国定制度の実施へと一挙に進むこととなった。

小学校教科書の国定制度を成立させた直接の原因は右のように教科書事件の発生であった。しかし時代の一般的な傾向

が国定制度を成立させる段階に達していたことは先にも述べた通りである。明治二十年代の初め頃からわが国は近代国家体制を整えるとともに中央集権的傾向が強まり、ことに教育勅語発布後は国民思想の統一、義務教育の国家統制が急速に進められていた。そこで小学校教科書、なかでも修身教科書を国定にすべきであるという要望は早くから現われている。

帝国議会においてもこれが問題となり、明治二十九年第九議會に皇族院では小学校の修身教科書は國家に重大な關係があり、そのため政府は特に編輯機關を設け、國費をもつて完全な修身教科書を編纂すべきであると建議している。さらに翌年の第十議會では、「小字部及び修身教科書は國費教育の強要、ひいては國家の隆昌に深い關係があるとして、政府は國家事業として完全で安い教科書を編纂すべきであると建議している。衆議院においても明治三十二年修身教科書の国定について建議し、さらに明治三十四年の第十五議會において、すべての小学校教科書の国定を要望し、「小學教育ノ國家ニ至大ノ關係ヲ有スルヤ敢テ論ヲ俟タス故ニ現行小學校用圖書審査會ノ制ヲ廢止シ小學校用教科書ハ國費ヲ以テ編纂セラルンコトヲ望ム」と建議している。

右のように国定制度への気運が高まり、文部省においても明治三十三年四月には修身教科書調査委員会を設け、国定修身書編纂の準備にとりかかっている。このような情勢の中で教科書事件が勃発したのであった。この事件の結果、当時の主な教科書は法令上使用不可能となり、この機会に菊池文相は国定制度の実施を決意し、閣議の同意を得、また枢密院の諮詢を経て、小学校令を改正し国定制度を確立した。当時菊池文相はこの間の事情を幸俱樂部で行った演説の中で述べているが、それによると、審査会制度の弊害を語り、採択について種々の方法を検討したが、結局国定よりほかに途はないと結論している。そこで文部省では先ず修身教科書の編纂を進め、国語読本についても明治三十五年の夏から編纂に着手していたことを明らかにしている。

明治三十六年四月小学校令を改正し、その第二十四条に次の通り定めた。「小學校ノ教科書ハ文部省ニ於テ著作權ヲ有スルモノタルヘシ 前項ノ圖書同一ノ教科目ニ關シ數種アルトキハ其ノ中ニ就キ府縣知事之ヲ採定ス 文部大臣ハ第一項ノ規定ニ拘ラス修身、日本歴史、地理ノ教科用圖書及國語讀本ヲ除キ其ノ他ノ教科用圖書ニ限り文部省ニ於テ著作權ヲ有

スルモノ及文部大臣ノ検定シタルモノニ就キ府縣知事ヲシテ之ヲ採定セシムルコトヲ得 補習科ノ教科用圖書三冊シテ、文部大臣ノ定ムル所ニ依ル。これによって小学校教科書の国定制度は確立せられた。右によつて知られるように小学校令においては修身・日本歴史・地理の教科書及び国語讀本を必ず国定にすべきものと定め、他の教科書については文部大臣にゆだねた。しかし文部省は、小学校令施行規則の改正において、算術および図画の教科書も国定に加えた。そして体操・裁縫・手工・理科および尋常小学校の唱歌では原適用教科書を使用させないこととし、また書方・算術・図画についても学校長は児童に教科書を使用させなくてもよいこととした。このようにして最初の国定教科書として、明治三十七年四月から先ず国語讀本・書方手本・修身・歴史・地理の教科書が使用された。算術は初め尋常小学校では教師用のみとしたが、明治四十三年から第三学年以上には児童用も作成した。理科は初め国定教科書をつくらない方針であったが、後にこれを変更し明治四十三年から国定とした。

国定制度においては、教科書の著作は文部省が行い、その翻刻発行および供給などは、民間にゆだねる方針をとった。そこで明治三十六年四月「小学校教科用圖書翻刻発行規則」を制定し、翻刻発行の手続、翻刻発行者の資格などを定め、また文字の大きさ、図画、冊数、頁数、行数、毎行字数など、すべて文部省でつくった見本によらせることとした。用紙印刷についても厳格な標準を定め、定価の最高額をも定めた。このようにして国定制度が発足したのである。

(二) 時代の変遷と教科書の修正

国定教科書は第二次世界大戦後新しい検定制度に移行するまで続いたが、その間しばしば修正せられた。それは時代の変化にともなう学校制度の変化、それに基づく教科書関係の制度および行政の変化などによつて行われた。また教科書編集の背後にある国民教育観の変化、教育方法に関する思潮の変化、教材観の変化等に基づいて行われた。

最初の大きい修正は、先ず明治四十年義務教育年限延長にともなうて行われた修正である。それまで小学校は、明治十三年以後尋常小学校四年（義務）、高等小学校四年（二・三年制を認めた）の制度であったが、義務教育が六年に延長され、尋常小学校六年、高等小学校二年（二年制も認めた）の六・二制となった。これを機会に各科の教科書に大修正が

行われた。最初の国定教科書が刊行されると各方面の関心の的となり、多くの批判的意見が出されたので、それがこの修正に反映せられた。当時は日露戦争などの影響により国家主義思想が高まっており、この修正においても国家主義的色彩を強め新しい軍事的教材などがとり入れられた。明治四十一年九月、小学校令施行規則の改正により、明治三十三年以来用いられていた「権引かな」が廃止され、古くから用い慣れた「かなづかい」に復帰したこともすべての教科書に通する大きな変化の一つであった。修身教科書は国家主義思想を強め、仮名に始まる讀本が漢語から出発する讀本となり、歴史は「南北朝問題」が起つて「南北朝」が「吉野の朝廷」と改められ、図画は毛筆画・鉛筆画の区別が廃止せられた。また算術は新に尋常科第三・四学年の児童用が編纂され、理科教科書も国定となった。これらがこの期の国定教科書の大きな変化であった。

国定教科書の翻刻発行供給等に関する制度についても種々問題があり、批判の声があがっていた。そこで明治四十二年十月旧規則を廃止して新に「小学校教科用圖書翻刻発行三関スル規程」を定めた。これにより従来多数の個人に許可していた翻刻発行を、日本書籍株式会社、東京書籍株式会社、大阪書籍株式会社の三社だけに許可し、またその販売を国定教科書共同販売所で行うこととした。この規程は修正を経ていくが、その後ながく国定制度の運営上重要な規定として続いている。一方文部省においては、明治三十七年五月官制を改正して国定教科書編集のため先ず専任編修官を置き、また明治四十一年九月「教科用圖書調査委員会」を設け、明治四十四年五月には新に「図書局」を設置した。これによつて国定制度に対する行政組織も整備せられている。図書局には第一課・第二課をおき、第一課は主として編集に当り、第二課は発行その他の事務を掌ることとしている。このように国定制度は明治末年に至りようやくその基礎が固まり、軌道にのつて運営せられるに至っている。

次の大きい修正は大正七年（一九一八）から各科にわたつて行われた。この時代の政治的社会的変化に対応して修正が行われるとともに、当時の教育思潮をも反映している。大正時代になって間もなく第一次大戦があり、日本の社会の各方面に大きな影響を及ぼしている。またデモクラシー思想がはいつて当時の社会に一つの大きな流れをなしている。これら

の一般的な時勢の変化は教科書の上にも反映している。この時代には戦後の新しい教育運動としていわゆる「新教育」が世界各国にわたって大きな思潮となっており、わが国にも及んでいる。すなわち大正から昭和のはじめにかけて児童の自発的な活動、自由な学習を重んずる思想が盛んとなり、その立場から教育の内容及び方法の改造を主張する運動が起っている。このような教育思潮、教授法思想が、当時の教科書の修正にも大きな影響を与えた。

戦後の新しい情勢に対処する教育改革のため大正六年設けられた臨時教育会議は、学校体系を根本的に改革することはなかったが、その答申に基いて大正末期から昭和初年にかけて学校教育は著しく拡充せられ、また教育内容の面から改革を行っている。一方大正時代の教科書に直接影響をもった制度改革として、大正八年三月の小学校令施行規則の改正があり、これによって家事教科書が新に国定となったほか、多くの教科書の内容が改められた。

当時の教科書の具体的な顕著な変化としては、国語読本については内容とともに書名も新しく、表紙の色も黒表紙でなく灰色の明るい表紙の教科書が新に編集されたこと、理科が第一次大戦後の世界の変化に応じて修正し書名も改めたこと、日本歴史が「國史」となり新しい教科書が編集されたこと、理科が第四学年用を新に編集したことなどがあり、その他の教科書についても大きな修正を行っている。内容的には時代の変化、教育思潮による修正が顕著である。

文部省においては、大正二年六月図書局を廃止して、教科書関係の事務を普通学務局第二課に移し、さらに大正五年六月には、大臣官房に図書課を設け、図書事務官、図書監査官、図書官等をおき教科書行政を行っている。ところが大正九年四月に至り、再び図書局を設置し、第一課、第二課を設け、新に図書監査官をおき、また「教科書調査会」を設けて教科書行政を強化している。第一課では編集その他、第二課では発行その他を取扱うこととしているが、大正十三年十二月には第一課を「編修課」、第二課を「発行課」と改めた。

次の大修正は昭和七年（一九三二）から着手し昭和八年以後使用されたもので、新しい教科書が順次に発行された。この修正では大正期から昭和初期にかけての世界的な新教育思想を取り入れ、表紙も明るく低学年では色刷のさしえも多く、それまでの教科書とはつきりと区別できる。昭和八年から使用した「小學國語讀本」は「サイタ、サイタ、サクラ

ガサイタ」の文章で始まる色刷の明るい読本となった。また昭和十年から使用した「尋常小學算術」第一学年用も大部分がきれいな色刷の給からなっている。一般に低学年の教材の取扱においては児童の生活と心理を重んずる新教育思想が端的に表現せられ、教育方法上の工夫がこらされている。しかし当時の教科書を内容上から見ると、満州事変以後とくに高まっていた国家主義思想の影響を強く反映している。昭和九年から使用された「尋常小學修身書」はもとより、「小學國語讀本」を見ても、またこれらよりおくれで使用された「小學國史」や「尋常小學地理書」についてもこの点は明瞭に認められる。満州事変以後国家主義による国民教育の統制が強力に進められ、当時は教学刷新、国体明徴が強調されるに至っており、教科書がその立場から修正され、あるいは新しく編集されたのである。

(三) 国民学校と教科書

満州事変の後昭和十二年（一九三七）には日華事変が起り、その後教育の国家統制はいよいよ強くなった。同年十二月「教育審議会」が内閣に設けられ、教育全般についての改革を問題としてとりあげた。教育審議会は教育制度の基本体系を改革することなく、主として学校における教育内容を時代の推移に応じてどのように再編するかについて提案した。その基本をなすものは当時の情勢から強く要望されていた日本精神に基づく教育の改革であった。

教育審議会の答申に基き、国民学校が設けられることとなり、昭和十六年（一九四一）三月「国民学校令」が公布され、長い間親しまれてきた小学校の名称が廃止され、国民学校となった。国民学校は初等科六年、高等科二年とし、低かに特修科（一年）を認めた。就学義務を八年と定めたが、第二次大戦のためこれは結局実現をみなかった。国民学校は皇国民の錬成を行うものであるとし、国民学校令第一条にも「皇國ノ道ニ則リテ」国民の基礎的錬成を施すことを目的として掲げられている。教育の内容はこの目的を目指して編成され、国民学校の教科は、国民科・理科・体育・音楽・美術・図画・労働科に統合され、高等科にはこのほか実業科を加えた。各教科はそれぞれいくつかの科目に分たれた。各教科に含まれる科目を示せば次の通りである。

概 説

国民科 修身、国語、国史、地理

理数科 算数、理科
 体錬科 体操、武道（女兒には欠くことができる）
 芸能科 音楽、習字、図画、工作、裁縫（女兒）、家事（高等科女兒）
 実業科 農業、工業、商業、または水産

教科書は右の科目別につくられたのである。

教科書については、国民学校令（第六条）に次の通り規定している。「国民学校ノ教科用圖書ハ文部省ニ於テ著作權ヲ有スルモノタルヘシ 但シ郷土ニ關スル圖書、歌詞、樂譜等ニ關シ文部大臣ニ於テ別段ノ規定ヲ設ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス」このように国民学校ではすべての教科書について国定教科書を用いることとし、極めて強い国家管理の方針をとったのである。そこで教科書はすべての教科・科目にわたり、また初等科第一学年のものから編集することとした。このような態度は国定時代の初期と比較して大きな変化であり、教科書を通じて教育内容を全面的に強力に統制しようとする方針をうかがうことができる。

国民学校教科書は、児童の発達段階にしたがって四期に分け、第一期は初等科第一・二学年、第二期は第三・四学年、第三期は第五・六学年、第四期を高等科第一・二学年とした。教材選択の方針としては、「皇國の道に則りて普通教育を施し」、「児童心身の發達に留意して精選」することとしているが、第一期（第一・二学年）には特に教育方法上の考慮をはらっている。教科書の名称も一般には「初等科修身」、「初等科國語」等を用いているが、第一・二学年用のみ異なり、修身では、「ヨイコドモ」、國語では「ヨミカタ」、算数では「カズノホン」、音楽では「ウタノホン」などの名称を用いている。教科書は一般に児童用のほか教師用がつくられているが、理科では第三学年まで児童用がなく、教師用として「自然の觀察」がつくられている。また地理及び国史の児童用は第五学年からであるが、両者の基礎段階として第四学年教師用として「郷土の觀察」がつくられている。国民学校教科書は、初等科第一・二学年用は国民学校の発足した昭和十六年度から、第三・四学年用は昭和十七年度から、第五・六学年用は昭和十八年度から使用された。

国民学校の教科書は、低学年用教科書に教育方法上の苦心がはらわれたことなどが認められるが、時代が既に日華事変を経て第二次世界大戦に突入しようとする時期に編集されたものであり、したがって内容は国家主義的色彩が濃く、軍事的傾向も強まっている。教育方法の上でも大正時代から昭和初期にかけての新教育思想とは異なる錬成主義の立場が強く現われている。昭和十六年十二月第二次世界大戦にはいつてからは、教科書の戦時的色彩はいよいよ濃くなっている。新しく編集されたものとはより、それ以前に編集されたものも修正を重ね、その度に戦時教材が多数とり入れられる。

(四) 戦後の文部省著作教科書

昭和二十年（一九四五）八月終戦とともにわが国の教育は一大転回をなし、教科書についても大きな変革がもたらされた。昭和二十二年から新学制が実施せられ、昭和二十四年から新しい検定制度のもとに再び検定教科書が使用せられることとなった。しかし終戦後も新しい検定教科書が整備せられるまで、文部省で編集した教科書が用いられた。まず戦時中の国定教科書を修正して使用したが、その後新学制の教育方針に基づき文部省が教科書を作成している。

終戦後しばらくの間、わが国はすべての面で混乱をつづけたが、教育についても同様であった。その混乱の中で、昭和二十年九月から学校の授業が再開せられ、児童の使用する教科書が当然問題となった。これに対し文部省は、教科書の根本的改訂が行われるまで、さしあたり従来の教科書から戦時教材等を省略削除すべきことを指示した。その基準として、国防軍備などを強調したもの、戦意高揚に関するもの、国際和親を妨げるものなど、戦時教材をあげ、その実例として、「兵タイゴッコ」、「金しくんしゃう」、「水兵の母」、「ハワイ海戦」など多くの教材が指摘された。その後戦時中の古い教科書に一部分黒く墨をぬったり、何頁かを切りとったり、あるいははりついたりした見すばらしい教科書をもって、戦災のおお生々しい校舎に通う児童たちの痛ましい姿も見られた。なお教師用書はすべて使用を禁止された。

昭和二十年の十月から十二月にかけて連合国軍総司令部からいくつかの指令が出され、占領下の教育政策を明らかにし日本の教育の根本的転換を要求した。とくに教科書に直接関係あるものとしては、十月二十二日の指令において、軍国主

義、極端な国家主義思想を排除するよう教授内容を改訂すべきことを指令し、さらに十二月三十一日には軍国主義・極端な国家主義および神道思想と最も関係の深いものとして、修身・日本歴史・地理の三教科目の授業の停止を指令した。同時に右に関する教科書の収集破棄および新教科書の作成が指令された。これらの指令に基づき、その後文部省では新しい教科書の作成を急いでいる。

昭和二十一年四月の新学期から使用された教科書は戦時中の旧教科書から軍国主義的・超国家主義的な戦時教材等を削除した粗末な分冊折りたたみ式のものであった。これは新教科書が作成されるまでの暫定的なものとしてつくられ、当時の用紙事情をも反映している。先に停止された地理の授業は同年六月に再開を許可され、日本歴史については、国民学校用の「くにのあゆみ」、中等学校用「日本の歴史」等の刊行により同年十月に授業の再開が許可された。

昭和二十一年三月米國教育使節団が来日し、その報告書の線に副つて、占領下の日本の教育改革が行われることとなった。戦後の教育改革について調査審議するため内閣に設けられた「教育刷新委員会」は、同年十二月に六・三・三・四の新学制案を決定し、翌二十二年三月「教育基本法」及び「学校教育法」が公布せられた。これにより新しい小学校（六年）及び中学校（三年）が、同年四月から義務制として発足したのである。いわゆる「六・三制」の新学制が昭和二十二年から実施せられ、これにより教科書も新しく作成せられることとなった。新学制の実施に先立ち文部省は、同年一月新しい教科課程について発表し、「社会科学」などの新しい教科を設けること、また教科の内容編成及び指導の指針を示す学習指導要領を作成することなどを明らかにした。そして先ず「学習指導要領」（一般編・試案）を三月に発行している。

学校教育法によれば、「小学校は、心身の発達に応じて、初等普通教育を施すことを目的とする」（第十七条）ものと定められ、この目的を実現するための目標として、八項目を掲げている（第十八条）。そしてこの目標達成との関連において教科が編成せられている。教科については、「学校教育法施行規則」に定められ、「小学校の教科は、国語、社会、算数、理科、音楽、図画、工作、家庭、体育及び自由研究を基準とする」（第二十四条）こととしている。また「小学校の教科課程、教科内容及びその取扱ひについては、学習指導要領の基準による」（第二十五条）と定めている。教科書については、学校

教育法第二十一条に、「小学校においては、監督庁の検定若しくは認可を経た教科用図書又は監督庁において著作権を有する教科用図書を使用しなければならない。前項の教科用図書以外の図書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる」と定めている。そして学校教育法施行規則において、「小学校の教科用図書は、文部大臣の検定又は認可を経たもの若しくは文部大臣が著作権を有するものを使用しなければならない」（第二十九条）と規定した。（後に学校教育法を改正し、「監督庁」を「文部大臣」と改め、「認可」を「検定」に改めた。そして施行規則の右の条文を削除した。）これらの条文を見ると、国民学校令の規定とは著しく異っており、この時既に検定制の実施が決定されている。

これよりさき文部省では、戦後の新しい教科書の編成その他の事務を行うため、昭和二十年十月「教科書局」を設置した。そしてその後これを拡充している。さらに新学制の実施とともに、昭和二十二年四月、教科書局に庶務課、第一編集課、第二編集課、教材研究課、国語課の五課をおき、新教科書の編成その他にあたることとしている。

昭和二十二年四月からは、新制度のもとに、教科書は「学習指導要領」に基いて作成されることとなった。しかし同年四月の新学制発足にあたっては、短時日の間に学習指導要領の編成と併行して教科書を編成しなければならなかった。このようなあわただしい状況のもとに、昭和二十一年の秋から昭和二十二年の春にかけて新しい教科書が編成せられ、四月の新学期によりやく間に合わせたのである。「こくご」、「国語」、「さんすう」、「算数」、「理科の本」などがそれであり、これらの教科書はなお暫定教科書の性質をもっている。新学制の新しい教育方針に基いて先ず編成せられた代表的な新国定教科書は、社会科の「土地と人間」（第六学年用）であった。社会科が戦後の新学制によって新しく設けられた教科であり、その最初の教科書として当時とくに注目せられたものである。「土地と人間」は昭和二十二年八月に発行せられ、九月の新学期から使用せられた。この本の巻末にかかげた「教師及び父兄の方へ」の中では次のように述べており、新しい教科書の性格をよくあらわしている。「この本は、児童たちに、社会科学学習の手がかりとなる若干の資料を与え、合わせてその学習のしかたを暗示している。その資料は、第六学年の児童に、ぜひ与えなくてはならない知識を精選して排列したものである。それは範圍からいっても深さからいっても偏している。だから従来の教科書と同じように考えてはいけ

ない。むしろ、児童用の参考書的一种として取扱っていただきたい。したがって、この本に書いてあることを順々に説明したり、暗記させたりしては困る」。このような教科書観は、この本だけでなく、その後の他の社会科教科書はもとより、その他の教科書にも通ずるものであり、当時の新教科書に共通な性格を示すものといえる。それは教科書を唯一絶対のものとして、その内容から一歩もはずれることを認めない戦前の国定教科書の立場と全く異なっている。教科書を学習資料の一種、児童用参考書の一種として自由に取扱う新教育の立場から生れているのである。

「土地と人間」について「村の子ども」(第五学年用)が九月に発行され、昭和二十三年度からは「まごのおたぴ」(第一学年用)「ななご」(第三学年用)「日本のむかしと今」(第四学年用)など一連の社会科教科書が使用された。国語では「まことさん はなこさん」(第一学年用)などが昭和二十四年度から使用せられ、算数でも「小学生のさんすう」が新しく編集せられた。また昭和二十三年度から使用された理科の教科書「小学生の科学」は「私たちのまわりにはどんな生物がいるか」などの標題をつけた単元別の分冊の教科書であった。

このように戦後の新しい教科書が編集発行せられ、初等教科書に一つの時期を画しているが、新学制下においては当初から教科書の新しい検定制度を設ける計画のもとに準備が進められていたのである。したがって戦後の文部省著作教科書は新しい検定制度を整えられるまでしばらくの間使用せられたに過ぎなかった。しかしこれらの教科書が、新しく生れる検定教科書に一つの範を示し、検定教科書の編集に基準と方向を示した意義は大きいものがあつた。新しい検定制度的については、昭和二十二年九月に検定の方針が明らかにされ、翌二十三年二月文部省は「検定要領」を告示、同年四月には教科書検定の基本規定として「教科用図書検定規則」が定められた。そして昭和二十四年から検定に合格した一部の教科書が文部省著作の教科書と併行して使用された。その後年を追って検定教科書が増加し、これとともに文部省著作教科書の発行が停止されて次第に検定教科書に切換えられ、文部省著作教科書はその姿を消した。

(仲 新)

I 修身教科書